

道路・鉄道の指定する区間及び区域

1. 道路

整理 番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
1	一般国道136号	伊豆の国市大仁橋から同市の 県道韮山反射炉線との交差点 までの区間	左記の指定する区間の道路か ら100メートルの等距離線の 範囲内の地域	市内の全区間	左記に指定する区間の道路か ら500メートルの等距離線の 範囲内の地域(都市計画法第 2章の規定により定められた 用途地域(以下「用途地域」 という。)の区域を除く。)	
2	一般国道136号バ イパス	市内の全区間(トンネルの区 間を除く。)	左記の指定する区間の道路か ら500メートルの等距離線の 範囲内の地域(都市計画法(昭 和43年法律第100号)第2章 の規定により定められた長岡 地域の商業地域の区域を除 く。)			
3	一般国道136号バ イパス伊豆中央道	〃	左記の指定する区間の道路か ら500メートルの等距離線の 範囲内の地域			
4	一般国道414号	(1) 多比第1トンネルから沼 津市口野橋までの区間(ト ンネルの区間を除く。)	〃	市内の全区間(トンネルの区 間を除く。)	左記に指定する区間の道路か ら500メートルの等距離線の 範囲内の地域(用途地域の区 域を除く。)	
		(2) 沼津市と伊豆の国市の境 界から国道136号バイパス 伊豆中央道との立体交差点 までの区間(トンネルの区 間を除く。)	左記の指定する区間の道路か ら100メートルの等距離線の 範囲内の地域			

整理 番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
5	県道静浦港葦山停車場線	国道414号との交差点から国道136号バイパス伊豆中央道との立体交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域	市内の全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	
6	県道古奈伊豆長岡停車場線			全区間	〃	
7	県道伊豆長岡三津線	沼津市と伊豆の国市の境界から一般国道414号との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域	市内の全区間	〃	
8	県道葦山伊豆長岡修善寺線	伊豆市と伊豆の国市の境界から一般国道414号との交差点までの区間	〃	〃	〃	
9	県道伊東大仁線	伊豆の国市と伊東市との境界から一般国道136号との交差点までの区間	〃	〃	〃	
10	県道熱海大仁線	市内の全区間	〃	〃	〃	
11	一般自動車道伊豆スカイライン	〃	左記の指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域			
12	伊豆の国市道葦1115号線	全区間	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域			富士見パークウェイ
13	県道原木沼津線			市内の全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	

整理 番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
14	県道葦山反射炉線	伊豆の国市の葦山反射炉から 県道函南停車場反射炉線との 交差点までの区間	左記に指定する区間の道路か ら500メートルの等距離線の 範囲内の地域	伊豆の国市の県道函南停車場 反射炉線との交差点から一般 国道136号との交差点までの 区間	左記に指定する区間の道路か ら500メートルの等距離線の 範囲内の地域(用途地域の区 域を除く。)	
15	県道函南停車場反 射炉線	/	/	(1) 伊豆の国市の市道葦2-11 号線との交差点から県道葦 山反射炉線との交差点まで の区間	”	
				(2) 函南町と伊豆の国市の境 界から市道葦2-11線との交 差点までに区間	左記に指定する区間の道路か ら900メートルの等距離線の 範囲内の地域(用途地域の区 域を除く。)	

※赤枠内:令和6年4月1日指定

2. 鉄道

1	伊豆箱根鉄道駿 豆線	市内の全区間	左記に指定する区間の鉄道か ら100メートルの等距離線の 範囲内の地域(用途地域の区 域を除く。)	市内の全区間	左記に指定する区間の鉄道か ら500メートルの等距離線の 範囲内の地域(用途地域の区 域を除く。)	
---	---------------	--------	--	--------	--	--